

令和6年度

固定資産税(償却資産)申告の手引

吹田市税務部資産税課

市税につきましては、平素より御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。令和6年度の固定資産税(償却資産)の申告の時期がまいりましたので、御案内いたします。

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業用の償却資産にも課税されます。償却資産の所有者の方は、毎年1月1日現在吹田市内に所在する償却資産を申告していただくことになっています(地方税法第383条)。この手引を御参照のうえ、申告書等に必要事項を記入し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、償却資産の申告についてわかりにくい点や、さらに詳しくお知りになりたいことなどは、資産税課までお問合せください。

提出期限

令和6年1月31日(水)

事務処理の都合上 1月4日(木)から1月15日(月)までの提出に御協力をお願いいたします。

提出先・問合せ先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所 税務部 資産税課 賦課・証明担当
(中層棟2階 204番窓口)
電話(直通) 06-6384-1245
06-4860-6160

(注) 償却資産申告書は郵送で御提出いただけますが、申告書の控えに受付印が必要な場合は、必ず返信用の切手を貼付した封筒を同封してください。

目次	1 償却資産とは	P 1 ~ 4
	2 建物附属設備における家屋と償却資産の区分	P 5 ~ 6
	3 償却資産申告書の記入方法	P 7 ~ 8
	4 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法	P 9 ~ 10
	5 種類別明細書(減少資産用)の記入方法	P 11 ~ 12
	6 提出書類等	P 13 ~ 15
	7 電子申告(eLTAX)を利用して申告される方へ	P 16
	8 償却資産の評価と課税について	P 17 ~ 18

1 償却資産とは

1 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することのできる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法、又は所得税法の規定による所得の計算上損金、又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税、又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

2 申告していただく方

令和6年度償却資産申告書を提出していただく方は、令和6年1月1日現在、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方です。

3 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利または収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、営利事業だけでなく、非営利や公共目的のための活動であっても事業に該当します。「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・宿舍・寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象になります。

〈固定資産税の対象となる償却資産の例〉

（資産の種類別）

資産の種類	具 体 例 () は標準的な耐用年数
構築物	構築物 路面舗装コンクリート(15)、アスファルト(10)、コンクリートブロック塀(15)、フェンス(10) 緑化施設・庭園(20)、工場緑化施設(7)、広告塔金属製(20)、街路灯(10)、ネット設備(10)
	建物附属設備 受変電設備(15)、可動間仕切り(15)、屋外給排水設備(15) テナント施工の内装・内部造作・建築設備等
機械及び装置	食料品製造業用設備(10)、パルプ・紙又は加工品製造業用設備(12) 印刷業又は印刷関連業用設備・デジタル印刷システム設備(4)、製本業用設備(7) プラスチック製品製造業用設備(8)、通信業用設備(9)、機械式駐車設備(10)
車両及び運搬具	フォークリフト(4)、台車(7)、大型特殊自動車(5) (自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く。)
工具、器具及び備品	事務机・ロッカー・キャビネット金属製(15)、応接セット(8)、接客業用のもの(5)、パソコン(4)、サーバー(5) コピー機(5)、ファックス(5)、テレビ・ラジオその他の音響機器(5)、陳列ケース(8)、冷暖房機器(6) 理美容機器(5)、看板・ネオンサイン(3)、測定・検査工具(5)、切削工具(2)、レントゲン(6)、スポーツ用品(3)

※耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する法定耐用年数によります。

(業種別の主な償却資産の例)

業種別の主な償却資産を例示します。

業 種	具 体 例 () は標準的な耐用年数
すべての業種に共通するもの	路面舗装コンクリート(15)、アスファルト(10)、門・塀ブロック(15)、フェンス(10) アーケード又は日よけ設備(15、8)、受変電設備(15)、屋外給排水設備(15)、街路灯(10) 緑化施設・庭園[植栽含む](20)、可動間仕切り(15)、広告看板(3、10、20)、ネオンサイン(3) 自動販売機(5)、冷蔵庫(6)、エアコン(6)、応接セット(5、8)、パソコン(4)、複写機(5) サーバー(5)、ファックス(5)、レジスター(5)、テレビ(5)、消火器(10)
小 売 店	陳列ケース(8)、陳列棚(5)、冷蔵又は冷凍陳列ケース(6)、レジスター(5)
飲 食 店 業	カウンター(3)、厨房設備(8)、テレビ(5)、調理台(5)、冷蔵庫(6)、製麺機(5)
駐 車 場 業	機械式駐車設備(10)、オートロック式駐車設備(10)、受変電設備(15)、舗装設備(10、15) ブロック塀(15)、コンクリート塀(15)、フェンス(10)、駐車料金自動計算装置(5) 無人駐車料金徴収装置(10)
不 動 産 業	受変電設備(15)、屋外給排水設備(15)、路面舗装コンクリート(15)、アスファルト(10) 門・塀ブロック(15)、フェンス(10)、機械式駐車設備(10)、駐車場(10)、消火器(10) エアコン(6)
接 客 業	カラオケ(5)、ステレオ(5)、ガスレンジ(6)、電子レンジ(6)、じゅうたん(3)、電話設備(10) 洗濯機(6)、自動食器洗浄機(6)、製氷機(6)、放送設備(6)、応接セット(5)
娯 楽 業	パチンコ器(2)、パチスロ器(3)、自動玉貸機(5)、自動玉磨機(10)、両替機(5) ゲームマシン(3)
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)
理 美 容 業	理美容椅子(5)、ドライヤー(5)、テレビ(5)、理美容業用設備(13)
医 科 歯 科 業	万能手術台(5)、心電図(4、6)、電気血圧計(4、6)、脳波測定器(6)、内視鏡(6) レントゲン装置(4、6)、耳鼻科・歯科ユニット(7)、ベッド(8)
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス(15)、充電器(15)、コンプレッサー(15)、洗車機(15)、防火壁(13、25)、独立キャノピー(45) ガソリン給油設備[計量器、オートリフト圧縮機、貯油そう、カーワッシャー、エアホース等](8)
木製品(家具を除く)販売業	帯鋸(8)、糸鋸(8)、ほぞ取り(8)、木工スライス盤(8)
鉄 工 業	旋盤(10)、ボール盤(10)、スライス盤(10)、研削機(10)、プレス(10)
建 設 業	トランシット(5)、ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、コンプレッサー(6)、ポンプ(6) コンクリートカッター(6)
印 刷 業	デジタル印刷システム設備(4)、製本業用設備(7)、新聞業用設備(3、10) 活字鑄造業用設備(10)
浴 場 業	浴場業用設備(13)
食 肉 販 売 業	冷凍機(10)、肉切機(10)、ミンチ機(10)、脱毛機(10)、冷凍ケース(6)、チキンロースター(6) 電子ハカリ(5)

4 「申告していただく資産」とは

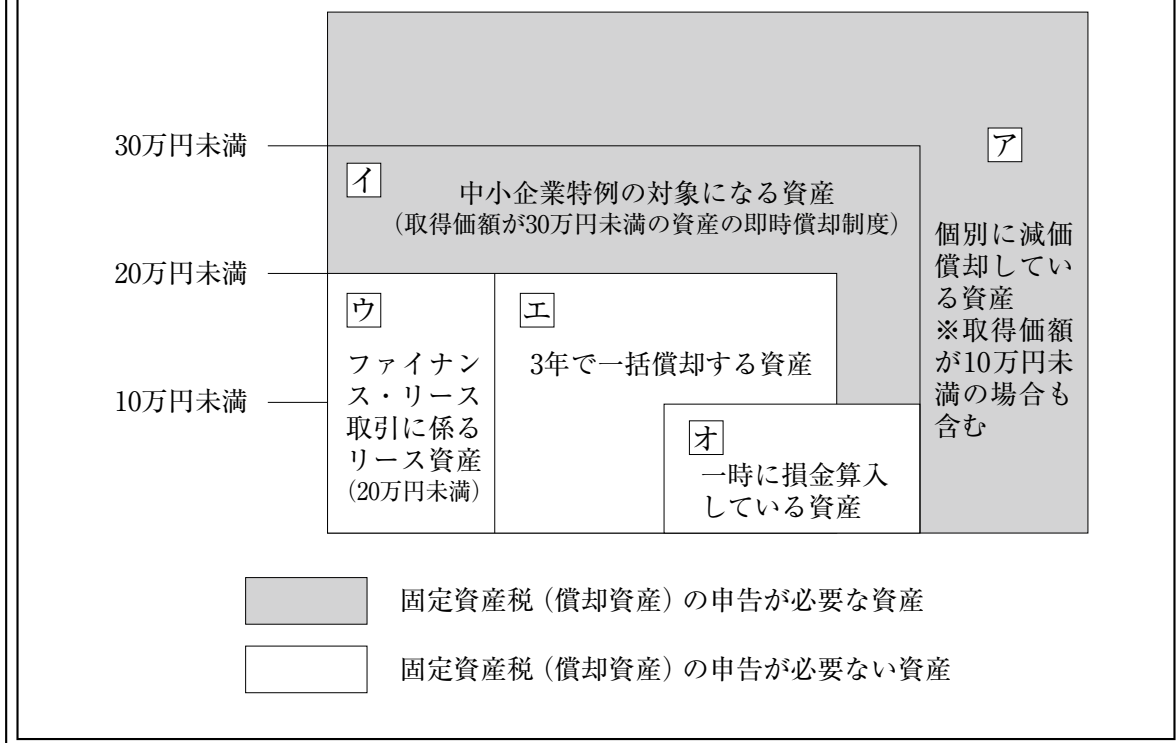
- (1) 税務会計上減価償却の対象となる資産。(赤字決算等のために減価償却を行っていない場合も含む)
- (2) 少額資産であっても個別に減価償却している資産。(右表㊦)
- (3) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産。(償却済み資産)
- (4) 中小企業特例(取得価額が30万円未満の資産の即時償却制度)の対象になる資産。(右表㊦)
- (5) 企業会計上、簿外資産であるが、令和6年1月1日現在、事業の用に供している資産。
- (6) 企業会計上、建設仮勘定で経理されているが、令和6年1月1日現在、事業の用に供している資産。
- (7) 割賦買入資産で、割賦金が完済されていないが、令和6年1月1日現在、事業の用に供している資産。
- (8) 遊休・未稼働資産であっても、令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- (9) 職員・社員の福利厚生のための資産。
- (10) 税務会計上は資本的支出として取り扱われるものであって、減価償却資産の使用可能期間を延長させる部分又はその減価償却資産の価額を増加させる部分の金額。(改良費)
- (11) 事業のために使用されている家屋(店舗・工場・賃貸住宅等)の建物附属設備・造作等のうち、家屋評価に含まれないもの。(詳しくは、P5、6をご覧ください)
- (12) 店舗や賃貸ビル等を借りて事業をされている方が、付加施工した内部造作等。

5 「申告の必要がない資産」とは

- (1) 家屋として固定資産税上の家屋評価に含まれているもの。
- (2) 自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの。(乗用車、トラック、原動機付自転車、二輪の小型自動車、軽トラック、乗用トラクター、乗用コンバインなど)
- (3) 無形固定資産。(鉱業権、営業権、特許権、ソフトウェアなど)
- (4) 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されているもの。(右表㊦)
- (5) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法上又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却(一括償却)を行っているもの。(右表㊦)
- (6) 書画・骨とう。(ただし、取得価格が1点あたり100万円未満のものを除く)
- (7) 商品・貯蔵庫などの棚卸資産。
- (8) ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。(右表㊦)
- (9) リース契約で借りている資産。(ただし、ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価により譲渡することが決まっているもの、又は無償と変わらない名目的再リース料で再リースすることが決まっているものなど、所有権の移転が当初から決まっている場合、そのリース資産は賃借人が申告する必要がある資産になります)*

*リース資産について・・・平成19年度の税制改正により所有権移転外リースについては税務会計上売買取引として取り扱うよう変更されましたが、固定資産税(償却資産)においては、引き続き資産の所有者である賃貸人(リース会社)が申告することになります。

償却方法と取得価額による課税対象の一覧



6 国税との比較

	固定資産税（償却資産）	国 税
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日 1月1日）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	評価基準上の定率法 （国税上の旧定率法）	一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 ※建物並びに平成28年4月1日以後に取得された建物附属設備及び構築物は定額法
前年度の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません （圧縮前の取得価額を記入してください）	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増 加 償 却 （所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度 （国税は償却可能限度額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改 良 費	区分評価 （改良を加えた資産本体と区分して改良費を評価）	原則区分、一部合算も可

2 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

家屋には、通常その使用目的に応じて電気設備、給排水設備、ガス設備、衛生設備等の各種設備が家屋の本体に設置されます。一般にこれらの設備（建物附属設備といいます）は家屋に含めて評価するものですが、中にはその性質上、家屋の評価に含めず償却資産として取り扱われるものもあります。

償却資産として取り扱うものは、次の条件を満たすものです。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突等） |
| ② 家屋から独立した機械及び装置としての性格の強いもの（受・変電設備等） |
| ③ 特定の生産又は業務に使用されるもの（動力用配線設備等） |
| ④ 顧客の求めに応ずるサービス設備（飲食店・ホテル等の厨房設備等） |
| ⑤ 屋外に配置されている設備（屋外の照明設備、給排水配管等） |

※「家屋に含めるもの」であっても、家屋の賃借人（テナント）等、家屋の所有者以外の方が施工された建築設備は、償却資産として賃借人等が申告してください。

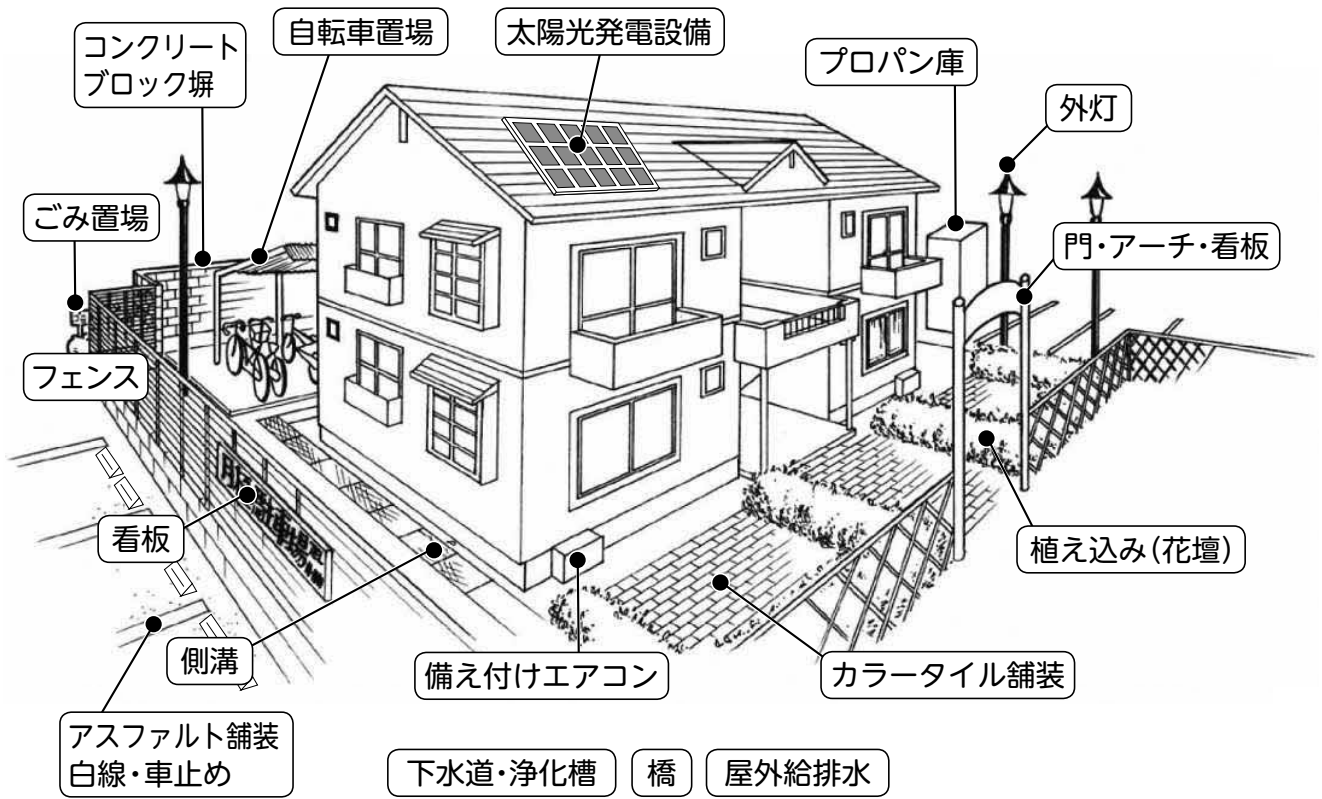
（家屋と償却資産の区分例）

	設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
電 気 設 備	受 変 電 設 備		設備全体（キュービクル等）
	予備電源(蓄電池)設備		蓄電池設備、発電設備
	中央監視制御装置		装置全体
	電 灯 照 明 設 備	屋内の照明設備、配電設備等	屋外の照明設備、特定の業務用の設備（ネオンサイン、投光機、スポットライトなど）
	電灯コンセント配線設備	屋内の設備全体	屋外の電力引き込み用設備
	動 力 配 線 設 備	右記以外のもの	特定の生産または業務用の設備(工場等における機械の動力源など)
	電 話 設 備	配線、配管等の設備	電話機、交換機等の機器
	拡声装置(放送)設備	配線、配管等の設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器
	インターホン設備	インターホン機器(玄関機、親機、子機)、配線、配管等の設備	
衛 生 設 備	給 排 水 設 備	屋内の給排水配管等 家屋の屋上等に設置された給水槽	屋外の給排水配管等 家屋から独立して設置された給水塔 特定の生産または業務用の設備
	ガ ス 設 備	屋内の配管等	屋外の配管等 特定の生産または業務用の設備
	給 湯 設 備	中央式給湯設備、 ユニットバス等用給湯器	湯沸器、事業用ボイラー等
	衛 生 器 具 設 備	大小便器、洗面器、ユニットバス、 キッチンユニット、流し台	
空 調 設 備	冷 暖 房 設 備	家屋と一体となって設置された設備	取付式、設置式の機器（取り外しが容易なもの）例：ルームエアコンなど
	換 気 設 備	換気設備全体	
防 災 設 備	避 雷 設 備	家屋と一体となって設置された設備	家屋から独立して設置された避雷設備
	消 火 設 備	消火栓設備、スプリンクラー設備、 ドレンチャー設備等	消火器、ホース、ノズルなど
	火 災 報 知 設 備	屋内の設備	屋外の設備
外 構 工 事			アスファルト舗装、植栽、フェンス、塀など
そ の 他 特 殊 設 備 (例)		エレベーター、エスカレーター、 自動扉、窓拭き用ゴンドラ	機械式駐車設備、簡易可動間仕切り、 集合郵便受、文字看板、そで看板、広告塔、 カーテン、ブラインド、避難器具

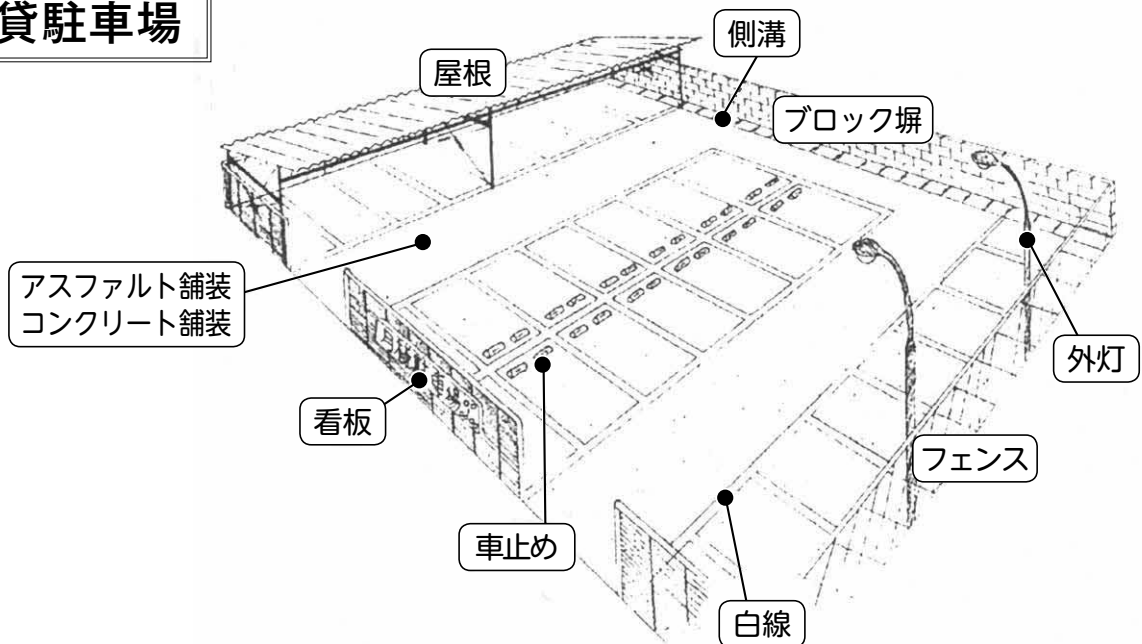
不動産賃貸業をされている事業者の皆様へ

下記に例示している事業用資産は、固定資産税（償却資産）の対象となりますので、御申告をお願いします。

共同住宅



貸駐車場



3 償却資産申告書の記入方法・・・緑色の用紙

この申告書は、償却資産の増減の有無にかかわらず、提出してください。

※の項目は、記入の必要はありません。(種類別明細書も同じ)

令和 6 年 1 月 15 日		令和 6 年度		所有者コード 00050000001					
受付印 吹田市市長宛		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)							
1 (ふりがな)住所 (又は納税通知書送付先)	564-8550 吹田市柴町1丁目3番40号 内本町1丁目3番40号 電話(06)6384-1231	3 個人番号又は法人番号	0000000000000000			8 短縮耐用年数の承認	有・無		
2 (ふりがな)氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	吹田 株式会社 代表取締役 吹田 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額)	自動車部品製造業 (23 百万円)			9 増加償却の届出	有・無		
		5 事業開始年度	昭和 45 年 3 月			10 非課税該当資産	有・無		
		6 この申告に申告する者の係及び氏名	経理係 吹田一郎 (電話 06-6384-1231)			11 課税標準の特例	有・無		
		7 税理士等の氏名	大阪 二郎 (電話 06-6368-7344)			12 特別償却又は圧縮記載	有・無		
14 青色申告	有・無								
13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法								
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	吹田市内本町1丁目3-40 吹田市山田東2丁目33-1								
16 借主の名義等	借田資産 (有) 千里丘リース(株) TEL06-6384-1247 吹田市千里丘上 14-30								
17 事務所用家屋の所有区分	自己所有・借家								
18 備考(添付書類等)	令和5年10月20日登記上の本店住所変更 特例資産証明書の写しを添付します。								
19 前年取得したもの	20 前年中に減少したもの	21 前年中に取得したもの	22 計(イ)-(ロ)+(ハ)		23 評価額			24 決定評価額	25 課税標準額
1 構築物	30800000	15000000	12500000	41800000					
2 機械及び装置	9350000	7450000	6500000	2550000					
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具	160000	160000	900000	900000					
6 工具、器具及び備品	3854500	2920000	4645000	5579500					
7 合計	44164500	12030000	18695000	50829500					

※②の合計額は、今回初めて登録する資産についてであり、9ページの緑の種類別明細書の合計額と一致します。

※①の合計額は、前回までに登録のある資産の異動分についてであり、通常11ページの赤の種類別明細書の合計額と一致します。

欄	記入のしかた	留意事項
申告年月日	申告書を提出する年月日を記入してください。	
所有者コード	印字がない場合、記入の必要はありません。	
①	既に印字していますので、内容を確認のうえ、ふりがなを付してください。	※印字された住所・氏名に変更・訂正がありましたら、二重線で抹消のうえ、訂正してください。そして、「18備考欄」に変更年月日等を記入してください。(14ページ参照)
②	既に印字していますので、内容を確認のうえ、ふりがなを付してください。法人の場合はその名称・代表者名を記入してください。屋号があれば屋号も記入してください。	

欄	記 入 の し か た	留 意 事 項
③	個人番号又は法人番号(いわゆるマイナンバー)を記入してください。	個人番号は12桁 (右詰めで記入してください) 法人番号は13桁
④	業種を記入してください。法人の場合()内に資本等の金額を記入してください。	2以上の事業を行う場合主たる事業種目を記入してください。
⑤	吹田市内において事業を開始した年月を記入してください。	
⑥	申告担当者の氏名等を記入してください。	電話番号には、必ず市外局番をつけてください。
⑦	本年度の償却資産の申告を委託している税理士等の氏名・電話番号を記入してください。	
⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭	該当する方を○で囲んでください。	⑧～⑫は、4ページの6国税との比較を参考にしてください。
⑮	吹田市内における償却資産の所在地を記入してください。2以上の資産の所在地がある場合、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。	
⑯	借用資産の有無について○で囲んでください。「有」の場合、貸主の名称・住所・電話番号を記入してください。	借用資産とは、土地家屋を除いたリース資産です。
⑰	該当する方を○で囲んでください。	
⑱	次の様な事項を記入してください。 ◎住所・氏名・名称等に変更があった場合、変更年月日・変更事由等参考になる事項。 ◎いずれの会社と合併した場合、合併年月日・合併された法人名・存続法人名・新法人名等。 ◎取消申告の場合、その理由・年月日等。 ◎「短縮耐用年数承認書の写し」「増加償却の届出書の写し」等、添付した書類の名称。 ◎納税管理人を定めている場合、その者の住所・氏名。	⑱の記入については、13～14ページも参照してください。 資産の増加・減少がない場合「2. 資産の増減なし」に○をつけてください。 該当の資産がない場合「1. 該当資産なし」に○をつけてください。 取消申告の場合「3. 取消」に○をつけ、13ページを参照し取消理由を記載してください。
⑲	既に印字しています。	この額は前年度の申告書(二)の欄の額と同じです。
⑳	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(前年前に減少した資産の申告もれ分も含めて記入してください)	この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。
㉑	前年中に増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(前年前に増加した資産の申告もれ分も含めて記入してください)	この欄の合計額は種類別明細書(増加用)の取得価額の合計額と同じです。
㉒	(イ) - (ロ) + (ハ) によって算出した取得価額の合計額を種類別に記入してください。	
㉓㉔㉕	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入を必要とします。	各欄の計算方法は17ページ以降を参照してください。

4 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法… 緑色の用紙

令和6年1月1日現在、吹田市内に所有する資産と別紙の「償却資産種類別明細書」の資産を比較し、増加している資産（申告もれを含む）のみを記入してください。

今年初めて申告される方は全資産を申告してください。

この明細書は2枚目が入力用となっていますので、必ず吹田市の用紙を使用してください。

吹田市 令和6年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名				
00050000001		— 償却資産種類別明細書に打出している資産については記入の必要はありません —										吹田 株式会社				
行 番 号	資産 種類	資産 コード	資産 の 名 称 等 (カタカナ)	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額		耐 用 年 数	減 価 残 存 率	備 額	課 税 特 率	課 税 準 例 コ ー ド	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年 月	十 億	千 円								
01	1		テンポ ^o カイソウヒ	1	5	3	7,500,000	10	0.0							
02	1		アスファルト ^シ キロメンホソウ	1	5	3	1,800,000	10	0.0							
03	1		ロカソウチ	1	5	4	3,200,000	30	0.0							
04	2		セツダ ^ン キカイリョウ	1	5	2	650,000	12	0.0							
05	5		フォークリフト	1	5	2	900,000	4	0.0							
06	6		フクシャキ	2	3	1	700,000	5	0.0							R5年4月 移設
07	6		クレー	1	5	5	600,000	6	0.0							
08	6		キンコ	1	5	7	320,000	20	0.0							
09	6		チンレッタ ^ナ	1	5	2	1,000,000	8	0.0							
10	6		ロッカー	3	5	11	900,000	15	0.0							
11	6		ジ ^{ムツ} クエ	10	4	4	1,125,000	15	0.0							前年度 申告もれ
12									0.0							
13									0.0							
14									0.0							
15									0.0							
16									0.0							
17									0.0							
18									0.0							
19									0.0							
20									0.0							
小 計				23			18,695,000									

(注意)「増加事由」の欄は、1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他 いずれかに○印を付けてください。

欄	記 入 の し か た	留 意 事 項
①	申告書の年度を記入してください。	
②	償却資産申告書の所有者コード欄の番号を記入してください。	
③	氏名又は名称を記入してください。	
④	種類別明細書（増加資産・全資産用）について、4枚のうち3枚目というようにページ数をつけてください。	

欄	記 入 の し か た	留 意 事 項
⑤	資産の種類に対応する数字（1～6）を記入してください。	1. 構築物 2. 機械及び装置 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
⑥	カタカナ・ローマ字・数字で記入してください。 漢字は不可です。	長い名称は20文字以内にまとめてください。
⑦	資産の数量を記入してください。	
⑧	資産を取得した年号に○をつけ、年月を記入してください。	
⑨	当該資産を取得するために支出した金額又は通常支出すべき金額（附帯費を含む）を記入してください。 圧縮記帳については、償却資産の評価上認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。	取得価額には当該償却資産の引取り運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。
⑩	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。中古資産について見積耐用年数によっている場合はその年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
⑪⑫ ⑬⑭	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入が必要です。	計算方法は17～18ページを参照してください。
⑮	該当する増加事由の番号を必ず○で囲んでください。	1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他
⑯	次のような事項を記入してください。 ◎課税標準の特例がある資産についてその適用条項 （例：法第349条の3第1項） ◎短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ◎その他価格の決定にあたって必要な事項	「前年度申告もれ」の場合その旨を記入してください。 「移動による受入れ」の場合、移動した年月を記入してください。

※償却資産種類別明細書について

打出されている資産は令和5年1月1日現在の資産です。

◇資産の名称等には20文字まで表示されます。

◇本年度評価額、本年度課税標準額は今年度の申告で内容に訂正等がない場合の令和6年度の
数値となっています。

5 種類別明細書(減少資産用)の記入方法・・・赤色の用紙

令和6年1月1日現在、吹田市内に所有する資産と別紙の「償却資産種類別明細書」の資産を比較し、減少している資産(申告もれを含む)及び修正する必要のある資産のみを記入してください。

今年初めて申告される方は提出の必要はありません。

この明細書は2枚目が入力用となっていますので、必ず吹田市の用紙を使用してください。

吹田市 令和6年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名				
所有者コード 00050000001		— 修正の場合もこの用紙で申告してください —										吹田 株式会社				
行番号	資産種類	抹消コード (資産コード)	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少・修正事由及び区分				減少・修正年月	摘要
					年	月	日				1売却	2滅失	3移動	4その他		
01		100000001	ペンキセツビ	1	25	6	1,300,000	15			1・2・3・④	1	25	6	当社200万円で申告したが申告誤りにより130万円に修正	
02		100000002	カドウマジキリ	1	22	7	800,000	15			1・②・3・4	②	5	4		
03		200000001	プレスキ 20トン	2	4	5	6,500,000	12			①・2・3・4	①	5	7		
04		200000002	スクラップ	1	5	4	950,000	12			1・2・③・4	③	5	8	農中営業所へ	
05		500000001	ダイシャ	1	7	2	160,000	7			1・②・3・4	②	4	4	前年度申告もれ	
06		600000001	チンレッツダナ	2	9	3	1,000,000	8			1・②・3・4	②	5	1		
07		600000002	タイムレコーダー	1	15	11	120,000	5			1・②・3・4	②	5	10		
08		200000005	インサツセツビ	1	30	3	5,000,000	10			1・2・3・①	①	30	3	耐用年数誤り15-10	
09		600000008	クレー	2	19	3	1,200,000	6			1・②・3・4	1	5	11	当初取得価額300万円(数量5)のうち180万円(数量3)分が減少	
10											1・2・3・4	1・2				
11											1・2・3・4	1・2				
12											1・2・3・4	1・2				
13											1・2・3・4	1・2				
14											1・2・3・4	1・2				
15											1・2・3・4	1・2				
16											1・2・3・4	1・2				
17											1・2・3・4	1・2				
18											1・2・3・4	1・2				
19											1・2・3・4	1・2				
20											1・2・3・4	1・2				
小計				12				17,030,000	一部減少の場合は減少後の価額を記載してください。							

既に登録されている資産について、「資産の名称」「取得価額」等を修正する場合、行番号01の記入例を参考に、また、申告誤りによる取得時からの「耐用年数」の修正は、行番号08の記入例及び12ページの留意事項にしたがって記入してください。

欄	記 入 の し か た	留 意 事 項
①	申告書の年度を記入してください。	
②	償却資産申告書の所有者コード欄の番号を記入してください。	
③	氏名又は名称を記入してください。	
④	種類別明細書（減少資産用）について、4枚のうち3枚目というようにページ数をつけてください。	
⑤⑥⑦ ⑨⑪	減少した資産について、※「償却資産種類別明細書」を御覧になって記入してください。 なお、「抹消コード」は、※「償却資産種類別明細書」の「資産コード」と同じです。	既に登録されている資産について修正する場合は、その資産コードと修正後の内容を記入してください。
⑧	減少した数量を記入してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、減少後の数量を記入してください。	
⑩	減少した資産の当初の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、減少後の取得価額を記入してください。	
⑫	記入する必要はありません。	
⑬	該当する番号を○で囲んでください。	修正の場合のコードは事由「4 その他」 区分「2 一部」です。
⑭	該当する番号を○で囲んでください。	
⑮	資産が減少した年号に○をつけ、年月を記入してください。	
⑯	次のような事項を記入してください。 ◎一部減少で、当初数量5・取得価額300万円（単価60万円）のうち数量3を処分した場合は、次のように記入してください。 （例）当初取得価額300万円（数量5）のうち180万円（数量3）が減少 ◎その他当該資産が減少したことについて必要な事項。	修正の場合は、修正理由を記入してください。 （例）当初200万円で申告したが、申告誤りにより130万円に修正

※償却資産種類別明細書について

打出されている資産は令和5年1月1日現在の資産です。

◇資産の名称等には20文字まで表示されます。

◇本年度評価額、本年度課税標準額は今年度の申告で内容に訂正等がない場合の令和6年度の
数値となっています。

6 提出書類等

- (1) 初めて申告される方
初めて資産を取得された方 } → 全資産の申告

次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	申告書	種別別明細書 (全資産用)	注 意 事 項
申告する資産がある方	○	○	明細書には、吹田市に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書「18 備考欄 1. 該当資産なし」に○をつけてください。

- (2) 昨年申告された方 → 増減申告

同封の「償却資産種別別明細書」と令和6年1月1日現在、吹田市内に所在する資産とを比較して、次の区分により、○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	申告書	種別別明細書		注 意 事 項
		(増加資産用) 緑の用紙	(減少資産用) 赤の用紙	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18 備考欄 2. 資産の増減なし」に○をつけてください。
増加資産がある方	○	○	×	明細書には、増加した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。
減少(修正)資産がある方	○	×	○	明細書には、減少(修正)した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。
増加・減少(修正)資産の両方ともある方	○	○	○	明細書には、増加・減少(修正)した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。

※種別別明細書の増加資産用と全資産用は、同一の用紙です。

- (3) 令和6年1月1日現在 吹田市内で事業を行っていない方 → 取消しの申告

次の取消理由に該当する方は、申告書「18 備考欄」に取消理由とその日付等を記入のうえ、申告書のみを提出してください。

取 消 理 由	申 告 書「18 備 考 欄」の 記 入 例
廃 業 ・ 廃 止	〇〇年〇〇月〇〇日 廃業(廃止)
法 人 解 散	〇〇年〇〇月〇〇日 解散
市 外 転 出	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市へ転出
個人廃業法人設立	〇〇年〇〇月〇〇日 法人設立 法人名〇〇〇〇〇
休 業	〇〇年〇〇月〇〇日 休業
合 併	〇〇年〇〇月〇〇日 △△社と合併により閉鎖。△△社が存続法人。新社名を□□とする。
市 内 事 業 所 な し	吹田市内に事業所なし。〇〇市で営業、登記上の所在地が吹田市。

住所・氏名・商号等の変更及び合併など

「償却資産申告書」の住所・氏名・法人の名称等の変更があった場合や合併を行った場合、印字内容を訂正のうえ、その旨を「18 備考欄」に記入してください。

なお、法人の住所変更の場合、「登記上の本店住所の変更」か、「支店住所の変更」かを明記してください。

(記入例)

『令和5年10月1日 商号変更』

『令和5年5月1日 登記上の本店住所変更』

『令和5年7月1日 スイタ株式会社を吸収合併』

「償却資産申告書」の住所・氏名等に誤りがある場合も、お手数ですが印字内容を訂正のうえ、その旨を「18 備考欄」に記入してください。

非課税、若しくは課税標準の特例対象資産がある場合

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。

また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産については、課税標準の特例が適用されます。

非課税資産、又は課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書、又は届出書の写し、カタログ、精度検査成績書等、証明となる書類を、非課税については非課税申告書（吹田市ホームページからダウンロードできます。）も必ず添付してください。

短縮耐用年数、若しくは増加償却対象資産がある場合

法人税法施行令第57条第1項または所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産がある場合、「承認通知書」の写しを添付してください。

また、法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合、「届出書」の写しを添付してください。

どちらの場合も、償却資産の評価において認められています。

償却資産の所有者が死亡した場合

- ・所有者が死亡し、廃業した場合

申告書「18 備考欄」に廃業した旨とその日付等を御記入のうえ、申告書のみを提出してください。（詳しくはP13(3)を御覧ください。）

- ・所有者が死亡し、新たな所有者が事業を引き継ぐ（相続する）場合

償却資産申告書に印字されている、亡くなられた方の住所・氏名等を二重線で消していただき、新たに所有者になる方の住所・氏名・電話番号等を記入し、御申告ください。また、申告書右下の「18 備考欄」の余白に相続が発生した年月日等を御記入ください。（記入例：○○年○○月○○日 △△から□□（生年月日○○年○○月○○日）へ相続）

電算処理により独自で作成した申告書・明細書（企業電算処理方式）で申告される方へ

令和6年1月1日現在、吹田市内に所在する全資産についての明細書（資産の名称・数量・取得年月・耐用年数・計算された評価額）を申告書に添付してください。

※固定資産税（償却資産）における理論帳簿価額は廃止されています。

また、平成20年度の省令改正による耐用年数変更の該当資産がある場合は、明細書の各資産ごとの摘要欄に耐用年数を変更したことがわかるような表記をお願いします。

（例）耐用年数の変更があった資産 ⇒ 摘要欄に「**省令改正**」と記載

なお、新たに電算システムによる申告をされる場合、その様式等について事前に御相談ください。

申告方法がわからないときは

吹田市役所中層棟2階204番窓口の資産税課に、次の書類をお持ちのうえ、お早めに御相談ください。

- 所得税または法人税の確定申告書(控)、固定資産台帳
- 償却資産申告書一式（同封の申告用紙等）
- (個人の方) マイナンバーカード

申告書類が不足したとき

吹田市税務部資産税課 ☎06-6384-1245（直通）まで御連絡ください。
☎06-4860-6160

また、吹田市ホームページ（[くらし>税金>申請書ダウンロード](#)（税金）>償却資産申告書等）で、償却資産申告書等のPDFファイルがダウンロードできますので、御使用ください。



※その他

実地調査

償却資産の状況について、関係帳簿（固定資産台帳、減価償却計算書、確定申告書(控)、工事見積書、その他関係書類）の提出や、訪問による調査の御依頼をさせていただくことがありますので、御協力をお願いします。（地方税法第353条）

また、所得税法または法人税法に関する書類について閲覧を行うことがあります。（地方税法第354条の2）

申告をしない場合、又は虚偽の申告をした場合

正当な事由なくして申告をしなかった場合、又は虚偽の申告があった場合は罰則を科せられることがあります。（地方税法第386条・第385条）

7 電子申告(eLTAX)を利用して申告される方へ

電子申告とは「PCdesk」などのエルタックス対応のソフトウェアを利用して、自宅やオフィスなどからインターネットを経由して申告手続きを行うことです。これまで、複数の都道府県や市区町村に申告を行う場合は、作成した申告書をそれぞれの受付窓口へ提出する必要がありました。eLTAXの電子申告では、複数の地方公共団体へ提出する場合でも、送信先はいつでも同じ窓口（地方税ポータルセンター）になります。

電子申告の御利用方法については、eLTAX（エルタックス）地方税ポータルシステムのホームページを御覧ください。

ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

また、eLTAX 操作上のお問合せは eLTAX ヘルプデスクまでお願いします。

電話番号：0570-081459（ハイシンコク）全国一律市内通話料金

IP 電話や PHS などを御利用の場合：03-5521-0019 通常通話料金

受付時間：9時から17時まで（土日祝・年末年始除く）

◎電子申告（eLTAX）を利用できる償却資産の申告方法は・・・

- ・一般方式・・・前年中に増加、又は減少した資産（初めて申告する場合は全資産）を申告する方式です。
- ・全資産申告（企業電算処理方式）・・・1月1日（賦課期日）現在所有しているすべての資産を、評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

◎電子申告を利用して償却資産の申告をされる際の注意点

- ・吹田市では一般方式（増加資産／減少資産申告）、全資産申告（企業電算処理方式）のいずれも、修正申告には対応していません。
- ・プレ申告につきましては、吹田市では対応していませんので、「償却資産種類別明細書」等を郵送しています。
- ・種類別明細書を含めた申告データ全体が送信不可能なファイルサイズである場合は、郵送にて御提出ください。

8 償却資産の評価と課税について

※一般の申告の場合、評価額等を計算して申告書に記入していただく必要はありません。
下記の方法により、吹田市で算出させていただきます。

1 評価額の算出

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価をして評価します。

評価額の算出は、前年中に取得された償却資産については取得月に関係なく半年償却を行います。

①前年中に取得した資産	取得価額 × ㉒
②前年前に取得した資産	前年度評価額 × ㉒
③前年前に取得した資産で新たに課税されるもの	取得価額 × ㉒ × ㉓ ⁿ⁻¹

ただし、②③により求めた額が、(取得価額 × 0.05) よりも小さい場合、その資産が本来の用に供されている限りは、(取得価額 × 0.05) により求めた額を評価額とします。

(注) (1) ㉒及び㉓は、次ページの減価残存率表に掲げる耐用年数に応じる㉒欄及び㉓欄の減価残存率をいいます。

(2) nは、[評価額を求める年度 - 取得年次]の算式によって求められる年数をいいます。

2 決定価格

「1」で示した「固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法」に基づいて個々の資産について算出した「評価額の合計額」が償却資産の「決定価格」となります。

3 課税標準額

「2」の決定価格が課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例の適用がある場合 (P14 参照)、各資産ごとに特例率を乗じた額の合計が課税標準額となります。

※平成20年度の税制改正において、固定資産税における償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の決定価格とする制度は廃止されました。

4 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

(免税点未満と思われる場合も申告をお願いします。)

5 納税義務者

賦課期日 (1月1日) 現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

6 税率・税額算出方法

税率は、1.4%です。固定資産税額 = 課税標準額 × $\frac{1.4}{100}$ となります。

7 納 期

吹田市では固定資産税の納期は、1期 (5月)、2期 (7月)、3期 (9月)、4期 (12月) の年4回です。

納税通知書は4月中旬に送付します。

(免税点未満の場合は納税通知書は送付されません。)

減 価 残 存 率 表

耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率	
	前年中 ㉠ 取得のもの	前年前 ㉡ 取得のもの		前年中 ㉠ 取得のもの	前年前 ㉡ 取得のもの		前年中 ㉠ 取得のもの	前年前 ㉡ 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

償却資産に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)について

わがまち特例とは、一定の特例措置について、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして導入されたものです。

吹田市では平成27年度の償却資産申告から次の資産について、わがまち特例を導入し、固定資産税の課税標準額を、固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ次に定める特例割合を乗じた額に軽減します。

設備の種類	特例割合	取得期間	適用期間
下記3事業を行う認可保育施設 (1) 家庭的保育事業 (2) 居宅訪問型保育事業 (3) 事業所内保育事業(利用定員が5人以下)	1/2	規定なし	規定なし
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水・廃液処理施設		令和4年4月1日から 令和6年3月31日	期限なし
下水道法に規定する除害施設	4/5	令和4年4月1日から 令和6年3月31日	
再生可能エネルギー発電設備 イ 特定太陽光発電設備 1,000kw未満 ロ 特定風力発電設備 20kW以上 ハ 特定地熱発電設備 1,000kw未満 ニ 特定バイオマス発電設備 10,000kw以上20,000kw未満	2/3		
再生可能エネルギー発電設備 イ 特定太陽光発電設備 1,000kw以上 ロ 特定風力発電設備 20kW未満 ハ 特定水力発電設備 5,000kw以上			
再生可能エネルギー発電設備 イ 特定水力発電設備 5,000kw未満 ロ 特定地熱発電設備 1,000kw以上 ハ 特定バイオマス発電設備 10,000kw未満	1/2		
水防法に規定する浸水防止用設備	2/3	平成29年4月1日から 令和8年3月31日	取得後5年間
企業主導型保育事業を行う認可外保育施設	1/2	平成29年4月1日から 令和6年3月31日	政府の補助開始日の翌年から5年間
中小企業等経営強化法に規定する先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品、構築物	ゼロ	令和3年4月1日から 令和5年3月31日	取得後3年間

※地方税法の改正により、内容が変更されることがあります。詳細についてはお問い合わせください。